

重要

個別避難計画作成推進に向けてのお知らせ

～誰一人取り残さない災害支援に向けた取り組み～

延岡市では災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者）の安心と安全を守るため、災害時の避難についてあらかじめ決めておく「個別避難計画」の作成を進めています。

1 個別避難計画とは？

福祉施設等に入居しておらず、在宅で生活している方で、障がいや要介護等の事情により自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）を対象として、災害時「いつ」「どこへ」「誰と（誰の支援を受けて）」「どのようにして」避難するのか、一人ひとりの計画を定めるものです。

地域の災害リスクや自身の心身の状況等をもとに計画を作成し、その計画を関係者で共有することにより、避難の実効性が高まることが期待できます。

2 避難行動要支援者とは？

一般的に、高齢者や障がいのある人、乳幼児や妊産婦、外国人など、災害時に何らかの配慮を必要とする方を要配慮者といいます。

そして、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが難しく、特に支援を必要とする方を避難行動要支援者といいます。

市内には、約4,500名の方が避難行動要支援者に該当し、名簿へ掲載されています。

避難行動要支援者名簿の対象要件

- ① 75歳以上の高齢者のうち要介護1又は2
- ② 要介護3以上 ③ 身体障害者手帳1級・2級
- ④ 療育手帳A ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑥ 市の障がい福祉サービス受給の難病患者
- ⑦ 市長が避難支援等の必要を認めた者
- ⑧ その他、登載を希望し、市長が認めた者

3 個別避難計画作成の流れ

市では個別避難計画の作成方針を見直し、新たに「福祉専門職の方への作成支援（委託方式）」を開始します。これにより、より実効性のある個別避難計画を作成し、安心して避難できる体制づくりを進めていきます。

個別避難計画は、以下の3つの方法で作成してまいります。

STEP
01

自分・家族による 計画作成

市から対象者へ計画作成案内を送付し、本人・家族によるセルフプラン作成を行います。

NEW

STEP
02

福祉専門職への 作成支援依頼

福祉専門職と市が委託契約を結び、作成支援を行います。

STEP
03

行政による 作成支援

危機管理部、健康福祉部とが府内一体となって市職員が作成支援を行います。

お問い合わせ先

延岡市 危機管理部 災害支援課

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

福祉専門職への委託については裏面を確認してください

TEL(0982)22-7087

FAX(0982)34-5744

福祉専門職への作成支援業務委託について

作成対象者（避難行動要支援者）の状況を把握し、計画作成を支援する専門的な立場として、福祉専門職の皆様へ作成支援業務を委託させていただくことを予定しています。

作成対象者

平常時から避難行動要支援者名簿の情報を関係者に提供することに同意しており、現時点で個別避難計画が未作成の方のうち、福祉サービスを利用している方、または、地域包括支援センター、基幹相談支援センターで対応いただける方を対象とします。

委託対象事業所

●介護保険サービス事業所（計96事業所）

居宅介護支援事業所（56）訪問看護事業所（17）小規模多機能型居宅介護事業所（9）

看護小規模多機能型居宅介護事業所（3）地域包括支援センター（11圏域）

●障がい福祉サービス事業所（計23事業所）

相談支援事業所（20）基幹相談支援センター（3圏域）

委託内容・報酬

< 業務内容 >

- ① 作成対象者への作成同意確認と関係者への連絡調整
- ② 本人、家族、支援者等との面談
- ③ 避難方法の確認（必要に応じて地域調整会議の実施）
- ④ 個別避難計画書の作成支援
- ⑤ 市への報告書提出及び修正対応
- ⑥ 作成後の計画の見直し（簡易に修正が可能なもの）

< 報酬 >

福祉事業所に作成依頼が行える場合、市と福祉事業所で委託契約（単価契約）を結び、作成件数1件につき、7,000円（税込）を市が福祉事業所へお支払いします。

この計画作成にかかる費用は、すべて市が福祉事業所に支払いますので、市民の皆さんにご負担いただくことはありません。

